

京都市訓令甲第 19 号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 3 月 15 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 1 第 2 類の款産業観光局観光部の項を削る。

附 則

この訓令は、平成 22 年 3 月 16 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)